



令和5年3月28日  
庁議資料

5 水多調業第187号  
令和5年3月24日

各市町下水道事業担当部長 殿

東京都水道局  
多摩水道改革推進本部  
調整部長 小山 伸樹  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症への対応に関する水道料金・下水道使用料の  
支払猶予の受付期間延長について (通知)

日頃より、水道事業に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

東京都では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金等の支払が困難な事情にあるお客さまに対する支払いの猶予を、令和5年3月31日までの受付としておりましたが、お客さまへの支援継続のため、下記のとおり新規受付期間を延長いたします。

つきましては、同時に徴収しております下水道使用料につきましても、同様の扱いとさせていただきます。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

#### 記

- 1 受付期間  
令和5年9月30日(土)まで延長
- 2 その他  
猶予期間、対象となる方及び猶予期間終了後の対応については従来のとおり

東京都水道局  
多摩水道改革推進本部  
調整部業務指導課  
海老塚・村磯・山岸  
TEL 042-548-5373